

令和3年度

大和市

# 街づくり年次報告書



大和市イベントキャラクター ヤマトン

# はじめに

大和市では平成10年に大和市民の街づくり条例（以下、「条例」）を制定して以来、市民の活動を主体とした街づくりを推進しています。

条例では、都市計画マスタープランに即した街づくりの実現に向けて市民、事業者、市が協働で街づくりを進めていくための街づくりの基本理念を定めるとともに、市民主体による街づくりの仕組みや、助成・学習・情報提供などの支援について定めています。

この報告書は、条例第27条（年次報告）の規定に基づいて、街づくり組織の活動や市の支援の状況などを明らかにするために、毎年作成しています。また、報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめ、市内の公共施設などに配架し、街づくりに関する情報を広く提供しています。

大和市民の街づくり条例 HP



## (1) 街づくりの基本理念（条例第3条）

街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民・事業者・市が相互の役割を確認し、協働していくことが大切です。

### 市民の役割（条例第4条）

- ・街づくりに参加する権利と責任
- ・街づくりに関する学習、活動への主体的な取り組み
- ・市が実施する街づくりの施策への協力
- ・自ら策定した計画やルールへの遵守

### 事業者の役割（条例第5条）

- ・良好な街づくりへの貢献
- ・市が実施する街づくりの施策への協力
- ・住民等が策定した計画やルールへの尊重

### 市の役割（条例第6条）

- ・街づくりに関する総合的、計画的な施策の策定と実施
- ・施策の策定、実施の際の市民意見の十分な反映及び住民等が策定した計画やルールへの配慮
- ・市民が主体的に街づくりに参加するための必要な支援

## (2) 総合計画等と関連性

### 【大和市総合計画】

すべての行政運営を行う上での基本的・総合的な指針



### 【大和市都市計画マスタープラン】

総合計画を支える街づくり分野の計画で、市の都市計画に関する基本的な方針



土地利用の方針を具現化したもの

### 【大和市民の街づくり条例】

街づくりの基本理念を定め、市民主体の街づくりを支援するための条例



街づくりの実現を図る手段の一つ

# 令和3年度大和市街づくり年次報告書 目次

## 第1章 街づくりの計画・ルールを活用

1. 地区街づくり計画	1
2. 街づくりのルール	1

## 第2章 街づくり組織

1. 地区街づくり準備会	4
2. 地区街づくり協議会	6
3. 自主的な街づくり組織	8

## 第3章 街づくりへの支援

1. 街づくり組織への支援	10
2. 情報の提供等	11
(1) 街づくり学校	
(2) 街づくりサポーター	
(3) やまと街づくりメールマガジン	
3. 街づくり専門家の派遣等	14
4. 表彰	15
5. その他の啓発事業	16

## 第4章 街づくり推進会議及び景観に関する取組み

1. 大和市街づくり推進会議	18
2. 大和市屋外広告物条例の運用	19
3. 大和市景観計画・景観条例の運用	21

## 参考資料

資料1. 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧	23
資料2. 条例集(大和市みんなの街づくり条例・大和市景観条例・大和市屋外広告物条例)	24

コラム① 街づくりのルール	1
コラム② 街づくり組織を立ち上げてルールができるまで	9
コラム③ これも屋外広告物?	20
コラム④ 色彩を表すマンセル表色系	22

# 第1章 街づくりの計画・ルールを活用

市街化が進んでいる大和市では、「保全型の街づくり」や「修繕型の街づくり」が大切になります。そのためには、地区の住民等が主体となり、地区ごとの特性や個性を活かした街づくりの計画やルールづくりが必要になります。この章では令和 3 年度に変更、更新ならびに新たに定められた計画やルールについて紹介します。

## 1. 地区街づくり計画(条例第14条)

地区街づくり計画とは、地区の街づくりを進めていくための指針となるもので、住民自らが地区内の街づくりの目標や土地利用の方向性などについて話し合い、合意し、定めていく計画です。

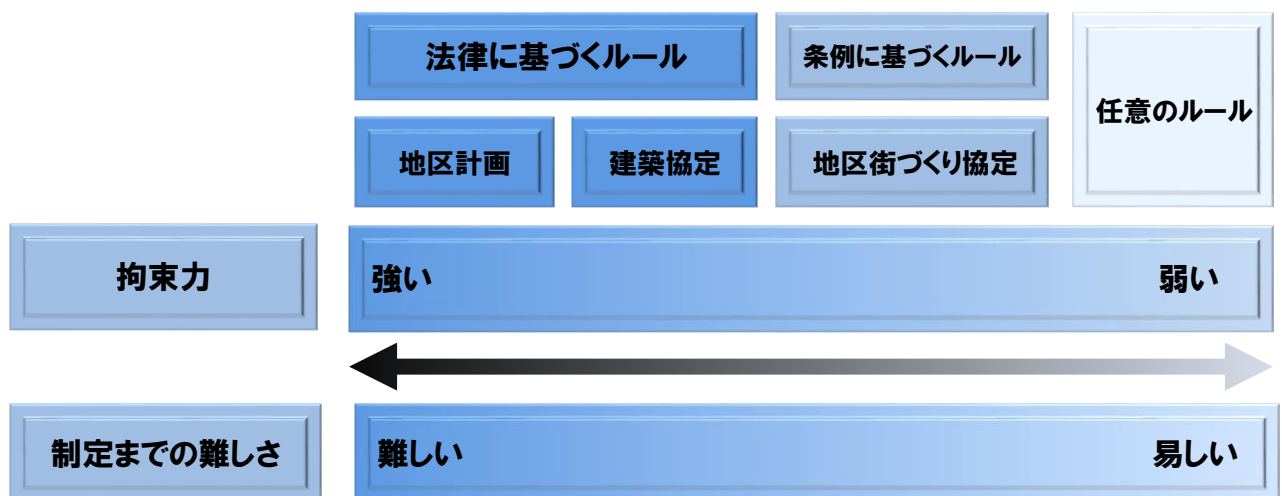
認定された地区街づくり計画は、市民や事業者公表されるとともに、都市計画マスタープランなどの計画見直しの際、十分に配慮されます。

## 2. 街づくりのルール(条例第7条・第17条)

地区の様々な課題を解消するには、建物の建て方や土地の使い方などについて、一定の約束事を作ること(ルールづくり)が有効な手段となります。ルールづくりは、その地区の皆さんが考え、合意し、「多くの人々に認知された地区のルール」にしていくことが大切です。

### コラム① 街づくりのルールを選ぶ

街づくりのルールには様々な種類があり、制限できる内容や拘束力、制定までの手続き等の難しさなどが異なります。そのため、ルールづくりを進めるときは自分たちの地域に合ったルールを選ぶ必要があります。



このほかにも、建築物等の色彩や形状、屋外広告物の掲出について、地域独自に規制することができる景観協定など、様々な地域独自のルールをつくることができます。

## 地区計画

地区計画は、制限内容に住民等の意見を反映し、都市計画法に基づいて市が決定します。地区内のすべての土地・建物等に効力が及び、変更や廃止をしなければ効力は永久に続きます。建物を建てる場合等には市への届け出、適合審査が必要となり、違反者には市が指導・勧告します。道路、公園等の配置のほか、建物の用途、敷地規模、高さ、壁面の位置等の制限などを定めることができます。※令和3年度は策定無し

## 建築協定

建築協定は、制限内容を協定者の話し合いで決定し、建築基準法に基づいて市が認可します。協定の成立には全員の合意が必要で、合意者のみに効力が及びます。この協定には有効期間が定められ、有効期間中は土地・建物等の所有権が変わっても効力は引き継がれます。協定者による協定運営委員会によって協議・審査し、違反者に対しては民事裁判で争うことになります。建物の用途、敷地規模、高さ、壁面の位置を定めることができます。※令和3年度は1件更新手続きを実施

## 地区街づくり協定

地区街づくり協定は、条例に基づいて市が設定することにより効力を発する街づくりの制度です。効力の点では、法律を根拠としていないため、建築協定ほど高くありませんが、景観、屋外広告物、建物の用途など、建築物以外の広い範囲でルールを定めることができます。※令和3年度は策定無し

HP

大和市みんなの街づくり条例



## 第2章 街づくり組織

都市計画マスタープランで定められている地域ごとの詳細計画に基づいた街づくりを進めるため、各地域の街づくり活動を行っている組織および計画、協定の登録、認定を行っています。この章では、令和3年度までに登録、認定した街づくり組織、計画、協定などの活動について紹介します。



街づくり組織の HP



## 1. 地区街づくり準備会（条例第8条）

地区街づくり準備会は、街づくりへの思いを持っている方々が集まり、地区の街づくりを進めていく上で必要となる知識や技術についての学習や、地区の街づくりに取り組む仲間を増やすための活動を行う組織です。

地区の街づくりに関する活動や考え方に対して賛同者が増え、より具体的な計画やルールの策定に向けて取り組むことが可能となれば、「地区街づくり協議会」へ移行することができます。

### 桜ヶ丘まちづくり市民協議会

活動区域: 上和田、福田地内ほか／約190ha

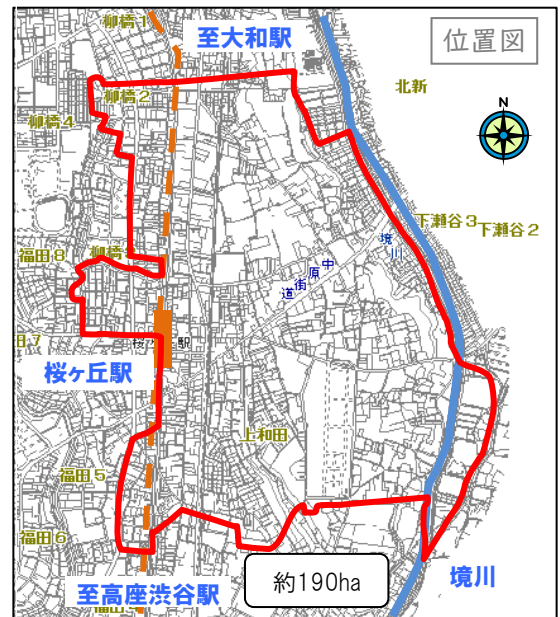
代表者: 会長 渡辺 伸明

構成員: 委員21名+顧問3名

設立: 平成22年5月

登録: 平成24年9月6日

目的: 小田急江ノ島線桜ヶ丘駅を中心とした周辺地域及び県道丸子中山茅ヶ崎線周辺地域のまちづくり並びに環境整備に関して、行政との協働により、後世の子孫まで継承できる魅力ある暮らしやすいまちづくり、活気にあふれたまちづくりを実現する。



### 中央森林東側地区街づくり準備会

活動区域: 中央森林東側地区／約11.3ha  
(深見西四丁目、六丁目、八丁目地内ほか)

代表者: 会長 平本 隆

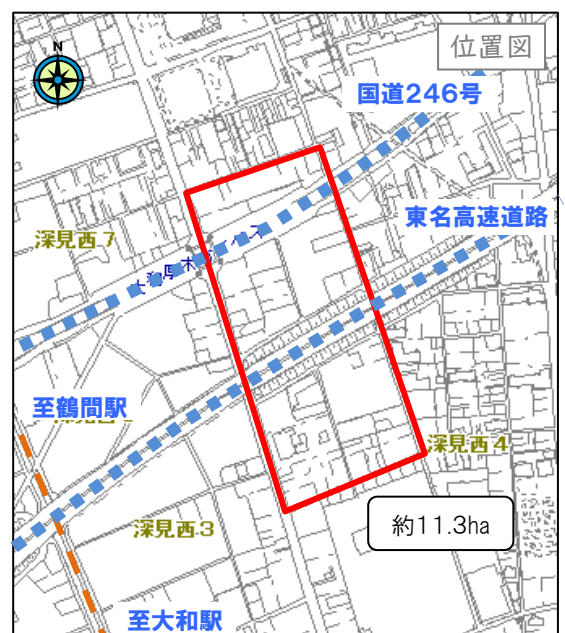
構成員: 委員26名

設立: 平成27年7月

登録: 平成27年7月29日

目的: 街づくりの方針や計画を協議し、行政と協力してより良い街づくりを推進すること

活動内容: 総会及び例会の開催



※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会及び例会の開催なし

1. 地区街づくり準備会(条例第8条)

つきみ野まちづくり委員会

活動地区:つきみ野自治会区域/約114ha  
(つきみ野一丁目~八丁目)

代表者:佐藤 知明

構成員:委員12名

設立:平成14年7月7日

登録:令和4年2月2日

活動内容:①街づくりに関する活動

- ・定例会の開催(月1回)
- ・まちづくりニュースの発行(年4回)
- ②協働事業「道路環境美化ボランティアの里親制度(アダプト・プログラム)」
- ・定例清掃の実施
- ・植栽柵へのチューリップ球根(約1000個)の一斉植栽



地区街づくり準備会 登録・活動の流れ

街づくりの発意を持ったグループ

地区の問題や課題の解消に向けた有志の集まり

市へ申請

地区街づくり準備会 登録

☆活動の内容

- まち歩きをして地区の状況を調べる
- まちの現状や課題を把握する
- 街づくりのしくみや制度を勉強する
- 地区街づくり協議会への移行に向けて仲間を集める

地区街づくり協議会へ移行し、  
計画・ルールを策定

他の支援制度を活用した美  
化活動、清掃活動、イベント  
活動など

Point!

→目的を持った活動を行うには、会則、活動計画、活動資金などが必要です。

→「どのような活動をしていくのか」「自分たちの街にはどのような決まりや約束事が必要なのか」といった目標(活動方針)を、勉強やワークショップなどを利用して明確にしていきます。



## 2. 地区街づくり協議会(条例第10条)

地区街づくり協議会は、地区内の計画的な街づくりを進めていくために、具体的な街づくりの方針や計画、建物のルールについて、住民のみなさんで話し合い、賛同する仲間を集めて策定する活動を行う組織です。なお、旧条例における「街づくり推進団体」のうち、計画や協定等を定め、現在も継続して地区の街づくりに関する活動を行っている組織や、その手続きを行っている組織は、地区街づくり協議会に移行しました。

### 千本桜街づくり委員会

ルール:千本桜地区地区計画  
(平成13年7月16日告示)

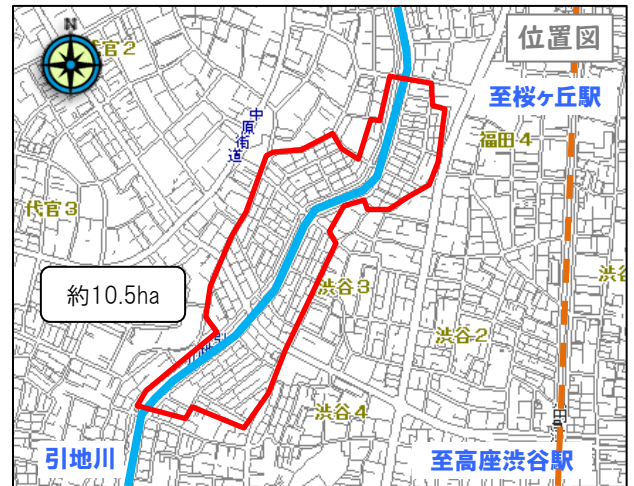
活動区域:千本桜自治会区域/約10.5ha  
(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内)

代表者:会長 大山 優

構成員:委員24名

設立:平成11年4月

登録:平成11年6月14日



目的:「緑と坂と暮らしの地域」を基本理念とし、引地川沿いの桜や住宅地内の緑といった、水と緑に囲まれた良好な「自然と共生できる安全な街」と住宅地を維持・保全する。

制限内容:建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限

活動内容:①「千本桜地区申し合わせ事項」(地区計画を補完する住民間の約束ごと)の管理運営、新住民への周知・PR  
②地域活性化への取組み  
・定例会の開催  
・商店街活性化「ふれあいサロン千本桜」の活動と連携  
③その他  
・「安心・安全協力隊」との連携・協力  
・自治会・自主防災会との協力

## 2. 地区街づくり協議会(条例第10条)

### 南林間南一条通り商店街街づくり委員会

ルール:南林間南一条通り商店街街づくり協定

活動区域:南一条通りに面している区域/約0.9ha  
(南林間一丁目1番地先~同7番地先)

代表者:委員長 瀬川 晃一

構成員:委員44名

設立:昭和63年9月

登録:平成11年6月18日

目的:南林間駅西地区地区計画の趣旨に基づいて南一条通り商店街の永続的な発展と調和の取れた魅力ある街づくりを積極的に進める。

協定内容:建築形態(壁面後退、建築物の色彩、看板・広告物・日除け類)に関する事項、建築用途に関する事項、既存建築物の改修・改装時の事項、業種構成の多様化に関する事項、駐車場・駐輪場の確保に関する事項

活動内容:街づくり協定の管理、運営



### 内山の市街地整備推進協議会

活動区域:内山地区(市街化調整区域)/約42.8ha

代表者:会長 北島 明

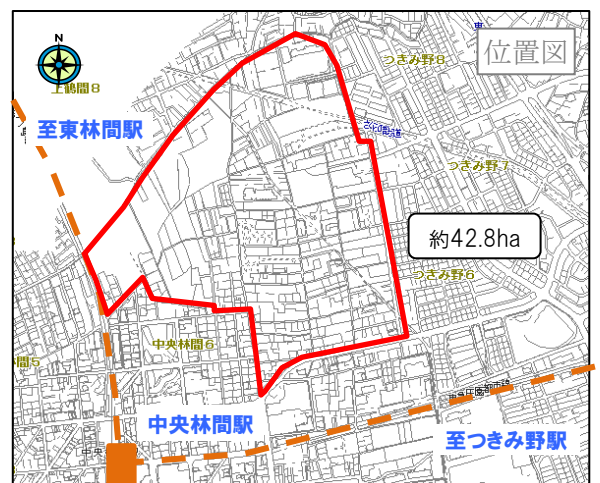
構成員:理事等26名

設立:平成24年5月

認定:平成26年6月9日(平成26年に名称変更)

目的:市が作成した「街づくりの進め方」に基づいて、当該区域の街づくりの方針や計画を協議し、市街地整備を推進することによって、良好な住環境を創出・維持保全することを目的とする。

活動内容:①幹事会等の開催  
②地区計画案の理解を得るための参考資料作成  
③市街化区域初回編入検討ブロックの合意形成に向けた市との連携  
④広報活動



### 3. 自主的な街づくり組織

条例の規定には基づかない任意の街づくり組織ですが、地区の街づくりに関して地道な活動を継続しています。市では、このような組織に対し、情報提供や技術的な助言等の支援を行っています。

#### 内山の街づくりを考える会

活動地区：内山地区(内山自治会エリア)／約92ha

代表者：会長 鎌田 幸雄

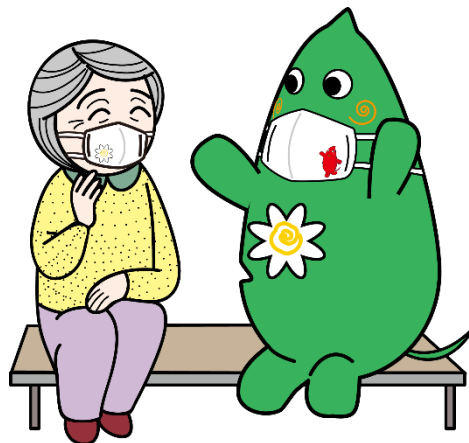
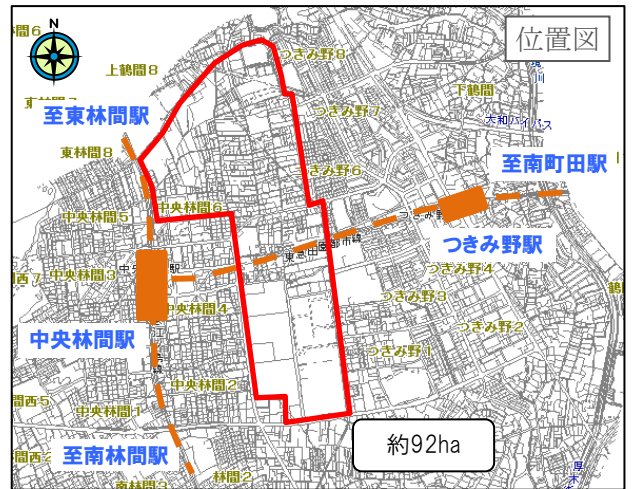
構成員：運営委員等25名

設立：平成14年に「内山を住みよくなる会」として設立  
(平成18年より現在の名称に変更)

目的：地域の豊かな緑や地域を活かし、安全で快適な生活環境を作り出すための調査研究を行い、行政と協力し、住み良い街づくりを計画的に進める。

活動内容：①内山地区内他団体への協力・支援  
②内山地区の身近な環境改善  
③広報活動

※令和元年6月より休会



### 3. 自主的な街づくり組織

#### 大和まちづくりの会

活動拠点:文化創造拠点シリウス

活動目的:まちづくりを楽しく学び、大和市が明るく住みやすい街と

なることを目指すとともに、会員の研鑽と相互の親睦を図る。

代表者:会長 貝塚 吉高

構成員:会員7名

設立:平成22年11月20日

活動内容:①まちづくりに関する勉強会及び視察

市内まちあるき、古道散策

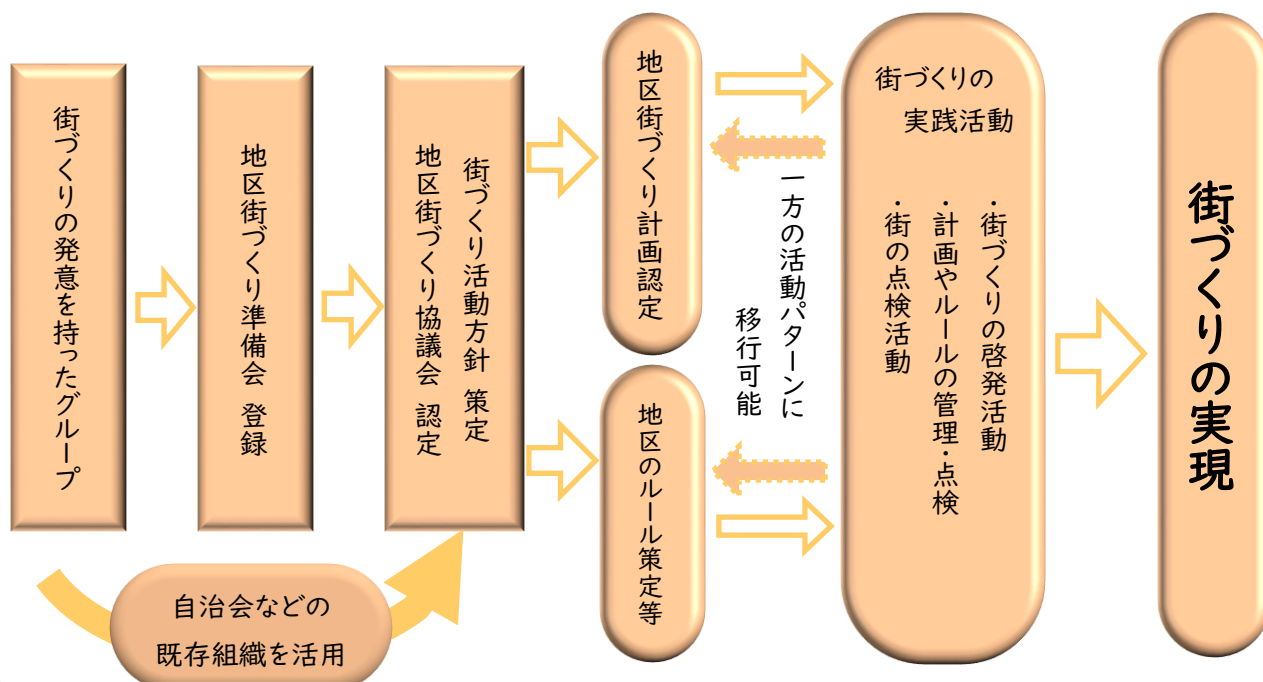
②市の街づくり事業への協力

市主催の街づくり事業への参加



#### コラム②街づくり組織を立ち上げてルールができるまで

街づくりのルールを一人で作ることはできないため、地域の皆さんで力を合わせてルールづくりを進めていく必要があります。条例ではルールづくりを進めるための街づくり組織について、それぞれ組織の登録や認定の要件を定め、各段階において必要な支援を行っています。



## 第3章 街づくりへの支援

大和市では、条例に基づき、市民主体による街づくりを推進するために、街づくり組織への助成や専門家の派遣、街づくりに関する情報提供および学習への支援等を行っています。この章では、令和2年度に市が行った街づくりへの支援について紹介します。

### 1. 街づくり組織への支援(条例第21条・第24条)

#### (1) 地区街づくり準備会への支援

- ①活動に対する助言や、質問に答えるなどの対応を行います。
- ②地区街づくり準備会への助成を行います。

#### (2) 地区街づくり協議会への支援

- ①職員が定例会に出席し、活動に対する助言や質問に答えるなどの対応を行います。
- ②事業者が開発や建築行為などを行う際、地区街づくり協定を説明し、協力を依頼します。
- ③地区街づくり協議会への助成を行います。

補助金交付実績 100,000円(内山の市街地整備推進協議会)

#### (3) 自主的な街づくり組織への支援

定例会への出席、助言等を行います。



大和市文化創造拠点シリウス

☆街づくりについて興味のある方は、こんなことから始めてみませんか

- ◎問題点や不便に思う点など、まちについて考えてみる
- ◎まちを歩いてみたり、住んでいる人と話をしてみる
- ◎法律などの様々なルールを学ぶ
- ◎共に活動する仲間をつくる
- ◎地域のまちの将来像をつくり多くの人と共有する
- ◎まちについて考えるイベントを開催する など

★街づくり推進課では、街づくりに関する様々な支援をしています。

★街づくりのための活動をはじめたい方は、是非お問い合わせください。

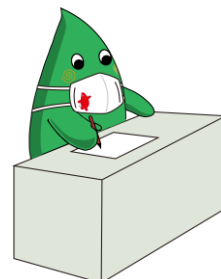
## 2. 情報の提供等(条例第22条)

### (1) 街づくり学校

街づくり学校は市民の自主的な街づくり活動を支援するため、講義やワークショップ、街歩きにより、街づくりの考え方や知識、技術を学ぶ講座で、平成9年度から始まりました。平成27年度からは内容別に「基礎」「専修」の2コースを実施しています。これまでに全42コース150回開催し、延べ902名が参加、受講しました。

#### 基礎コース

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開講しませんでした。



#### 専修コース第16期

テーマ:「SDGsから考える住み続けられるまちづくり」

SDGs(持続可能な開発目標)について、私たちの身近な場所から考え、行動できることについて講義を受け、SDGsの視点から住み続けられるまちづくりについて学びました。

会場:大和市渋谷学習センター304講習室

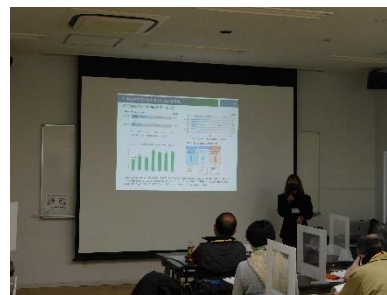
参加者:16名

講師:三浦 由理 氏(ナレッジトラスト 代表)

#### SDGsから考える大和のまちづくり

1月22日(土)13:00~15:00

SDGs(持続可能な開発目標)が注目されている理由や世界で起きている現状、日本のSDGsに関する取組状況について講義を受け、「住み続けたいと思うまち」について考えました。



第1回

#### SDGs 行動計画を作ってみよう

新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止しました

第2回

街づくり学校 HP



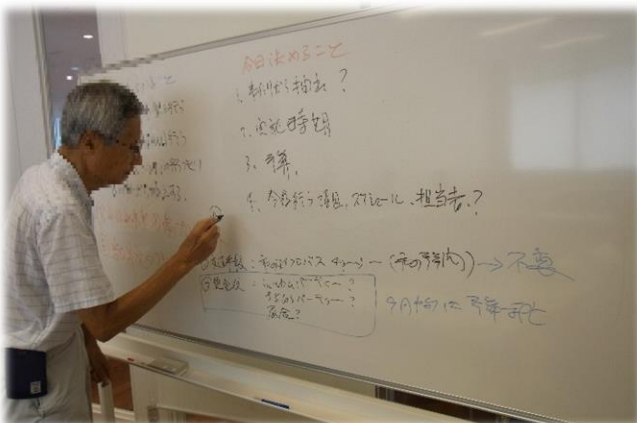
2. 情報の提供等(条例第22条)

(2) 街づくりサポーター

街づくりサポーター制度は、街づくり学校の基礎コース・専修コースを修了し、市に登録していただくことにより、必要な場合には街づくり事業の運営のお手伝いをして頂く制度です。平成16年から「街づくりすと」制度としてスタートしましたが、平成22年度に登録された方々の役割を一部見直し、新たにサポーター制度としてスタートしました。また、街づくりサポーターの集いを開催し、サポーター同士の意見や情報の交換も行っていきます。※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開催しませんでした。

《登録者数:11名》

<過去の「街づくりサポーターの集い」の様子>



街づくりサポーターHP



## 2. 情報の提供等(条例第22条)

### (3) やまと街づくりメールマガジン

市では、やまと街づくりメールマガジンにより、街づくりに関連する情報を配信登録された方々にお送りしています。

〈配信先:市民94名・市職員22名・市街づくり施設部各課〉

#### 令和3年度 やまと街づくりメールマガジン配信号(配信日)



#### 《トピックス》

- 街づくり学校(基礎コース)を開催します!
- 都市計画マスタープランが改定されました!
- 「街づくり年次報告書」を発行しました!
- 大和まちづくりの会 健康・歴史探訪ウォーキングのご案内



#### 《トピックス》

- 大和市違反屋外広告物除却協力員を募集中です!
- 都市計画案の縦覧のお知らせ
- 違反屋外広告物適正化キャンペーンを実施しました!



#### 《トピックス》

- 街づくり学校専修コース参加申込受付中です!
- 大和市都市計画審議会の住民委員を募集します!
- ブロック塀等の撤去費及び改善費補助金制度について



#### 《トピックス》

- 街づくり賞「わたしの居場所」募集中です!
- 大和市の魅力アピール!「米軍ハウスを歩こう」  
～青山学院大学 黒石研究室
- 「伝えたい残したいやまとの景観」について

街づくりメールマガジン HP





### 3. 街づくり専門家の派遣等(条例第23条)

街づくり組織や市民が自主的に行う街づくり活動、市の街づくり関連事業に対し、各事業の分野で登録されている街づくり専門家を派遣するものです。

#### 令和3年度 派遣実績

令和3年度			
派遣先	派遣内容	派遣回数	累計人数
市	街づくり学校(専修コース)	1回	1人
つきみ野まちづくり委員会	つきみ野自治会まちづくり委員会勉強会	1回	1人
<b>合計</b>		<b>2回</b>	<b>2人</b>

#### 登録状況(派遣区分別)

派遣区分	登録専門分野	登録人数
事業化	再開発	11名
	区画整理	10名
	建設コンサルタント	2名
住民街づくり	まちづくり	17名
	市民活動支援	1名
	景観全般	2名
	宅地化	3名
	都市計画 (都市計画まちづくり/都市計画・都市整備計画も含む)	15名
	防災(防災まちづくり)	4名
	ワークショップ	1名
	図書館	2名
景観・ 都市デザイン	景観(景観まちづくりも含む)	6名
	都市デザイン	4名
	建築デザイン	2名
<b>合計</b>		<b>80名</b>

※平成5年から累計374名派遣、登録者は80名となっています。

## 4. 表彰(条例第26条)

### 大和市街づくり賞

大和市街づくり賞とは、快適な街づくりを推進し、大和らしいまちを創造することを目的に、良好な街なみの創造に寄与している建築物やオープンスペースなどの空間、ちょっとした工夫によりまちに彩りを与えている事例、地域の街づくりに貢献した個人や団体を表彰する制度です。市民の皆さまからの自薦・他薦によりご応募いただき、「街づくり推進会議」の選定に基づき、市長が決定します。

街づくり賞 HP



### 賞の構成

- ◆街づくり活動部門・・・住民等で組織され、街づくり活動に取り組み、良好な街づくりに寄与した活動を表彰する。
- ◆街づくり事例部門・・・良好な街並みの形成に寄与した街づくりの事例を表彰する。
- ◆時限的部門・・・街づくりを取り巻く状況の変化や市民・事業者からの要望、その他快適な街づくりを推進するために新たな表彰部門を創設し、表彰する。

### 表彰実績

街づくり賞は、平成5年度から始まり、平成29年度が20回目の開催となりました。これまでの表彰実績は右の表の通りです。過去の受賞事例は、市ホームページに掲載しています。

表彰部門	総応募数	表彰数
街づくり活動部門	49	24
街づくり事例部門	232	86
時限的部門	169	33

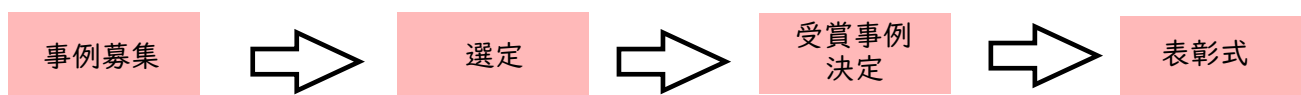


←第6回受賞事例  
「環境共生型の商業ビル」(アーキテツ)  
訪問時の様子



第16回受賞事例→  
FLAT HOUSE café  
訪問時の様子

### 募集から表彰まで



▲候補事例の展示



▲選考の様子



▲表彰式の様子

## 第21回 大和市街づくり賞 開催概要

## 「わたしの居場所」を募集します

新型コロナウイルス感染拡大予防による人と人との接触を避ける生活により、地域とのかかわりも希薄になっている現在において、人が時間と空間を共有し繋がることのできる「わたしの居場所」を募集します。

テーマ	「わたしの居場所」	
募集対象	大和市内にある居場所	
選定の視点	①人の「つながり」が感じられる場 ③多様性を感じる場	②新しい時代の中でも持続可能な場 ④今の時代だからこそ大切にしたい場
募集期間	令和4年2月1日(火)～令和4年9月30日(金) 必着	
選定	大和市街づくり推進会議にて選定の上、市長が決定	
発表・表彰式	受賞事例は市ホームページ・広報やまと等で発表。令和5年2月頃に表彰式を開催する予定	

## 街づくり賞関連事業

## 市制60周年記念事業 大和市街づくり賞のあゆみ

街づくり事例部門の受賞事例について、現在の様子を市内の受賞事例マップとしてご紹介する内容となっています。街歩きや街づくり活動のヒントとして、ぜひご活用ください。

## 歩いて知ろう 大和市の街づくり賞

これまでの街づくり賞受賞事例を、街づくりサポーターと歩いて巡るツアーです。企画の立ち上げから当日の運営まで、街づくりサポーターに関わっていただきながら進め、令和元年度にその第1回目として、中央林間地域の事例を巡りました。

※令和3年度は開催していません。



▲街歩きの様子

## 5. その他の啓発事業

## やまと・ブランド・発見

地域での活発な街づくり活動を推進するため、地域住民のつながりを生み出すきっかけとして、地域のブランドイメージを共有するブランディングを実施することで、その地域らしい街について考えることを目的としています。

※令和3年度は開催していません。

## 第1回(平成26年度)

対象地域: 中央林間駅周辺地域

参加者: 31名

## ①巡る まち歩き



## ②語る ワークショップ



## ③考える グループ発表



## 第2回(平成28年度)

対象地域: 大和駅周辺地域

(プロムナード周辺)

参加者: 20名

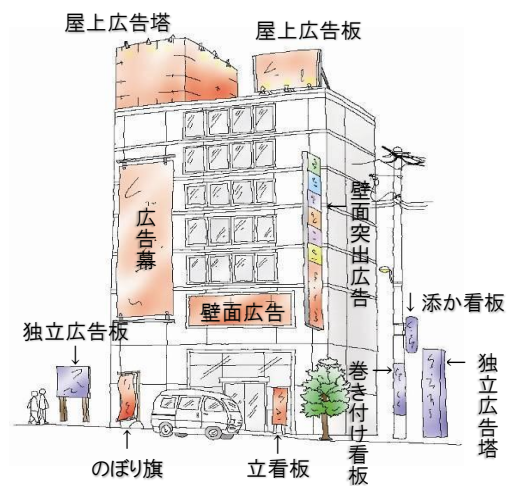
## 第4章 街づくり推進会議及び景観に関する取組み

大和市では、みんなの街づくり条例以外でも、市内の景観形成に関する条例等を定めて、良好な住環境の維持に努めています。この章では、街づくり条例以外の条例に関する取組みについて紹介します。

### 大和市街づくり推進会議



### 大和市屋外広告物条例の運用



### 大和市景観計画・景観条例の運用



# 1. 大和市街づくり推進会議

大和市街づくり推進会議は、街づくり・景観・屋外広告物に関する重要事項の調査審議を目的に設置された、市の附属機関です。令和3年度は3回開催しました。

街づくり推進会議 HP



## 第12期委員（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）

令和4年3月31日現在

杉崎 和久（知識経験委員：会長）	黒石 いずみ（知識経験委員：会長職務代理）
江村 郁子（関係団体委員）	ホーテス シュテファン（知識経験委員）
大峰 英一（関係団体委員）	星野 澄佳（市民委員）
河村 奨（知識経験委員）	三浦 由理（知識経験委員）
須賀 良二（市民委員）	山田 俊明（市民委員）
平田 章（市民委員 街づくり組織）	

<50音順 敬称略>

### 会議内容

開催回	開催日時	主な議事内容
1	令和3年 7月20日(火)	<p>●報告●</p> <p>(1) 今年度の予定について</p> <p>(2) 社会資本総合整備計画 下福田地区の住宅市街地整備 事後評価について</p> <p>(3) 社会資本総合整備計画 安心安全な住環境を推進するためのまちづくり 事後評価について</p> <p>○議題○</p> <p>(1) 大和市街づくり賞などの啓発事業について</p> <p>(2) 屋外広告物に関する事項について</p>
2	令和3年 10月26日(火)	<p>○議題○</p> <p>(1) 第21回大和市街づくり賞について</p> <p>(2) 屋外広告物に関する事項について</p>
3	令和4年 1月28日(金)	<p>○議題○</p> <p>・第21回大和市街づくり賞について</p> <p>●報告●</p> <p>・地区街づくり準備会の登録について</p>

会議の様子をまとめた会議録を市ホームページに掲載しています！是非ご覧ください！



## 2. 大和市屋外広告物条例の運用

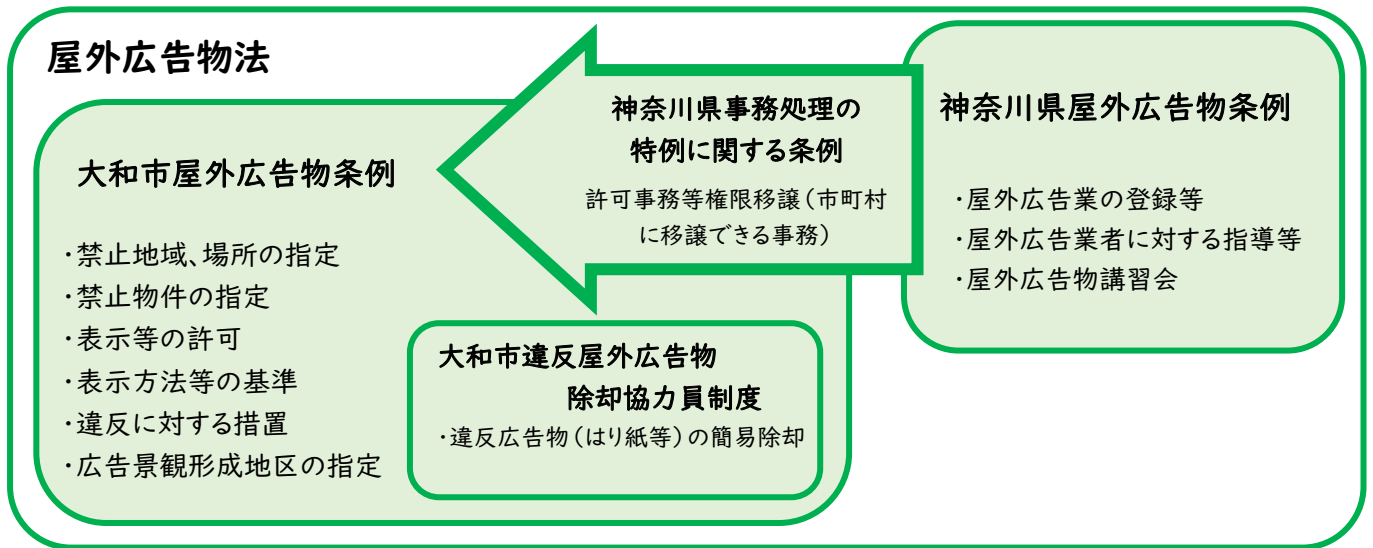
平成18年4月に、市が景観行政団体※となったことにより、景観を構成する重要な要素の一つである屋外広告物について、市独自の許可基準などを定めることができるようになりました。

そこで、市では、景観行政と屋外広告物行政を一体的に取り組み、大和の景観特性に合わせた街づくりを推進するため「大和市屋外広告物条例」を制定し、平成20年4月から運用しています。

大和市屋外広告物条例 HP



### 大和市屋外広告物条例の概要



### 屋外広告物条例の許可事務

良好な景観形成、風致の維持又は公衆に対する危害防止のために、特定の地域や場所で広告物の掲出を禁止し(禁止地域)、それ以外の地域や場所では許可を受けて広告物を掲出する(許可地域)こととしています。

このほか、禁止地域や許可地域に係わらず街路樹やガードレールなど広告物を掲出してはならない物件(禁止物件)や、どんな場所にも掲出してはならない広告物(禁止広告物)も定めています。

市内で屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする場合は、市長の許可を受けなければなりません。

#### 屋外広告物許可件数実績

	許可件数
申請数	287件
物件数	3,730件

#### ※景観行政団体

景観行政を一元化し、意欲のある市町村が景観行政の担い手となるための制度で、都道府県・政令市・中核市は自動的に、その他の市町村は都道府県の同意の上で景観行政団体となります。景観行政団体は、良好な景観形成のための規制の内容を定めた「景観計画」を作成するほか、屋外広告物の掲出基準を条例化できます。

## 2. 大和市屋外広告物条例の運用

### 違反屋外広告物除却協力員制度

市では、「大和市違反屋外広告物除却協力員制度実施要綱」を定めて、法令上は個人が勝手に取り除くことができない違反屋外広告物を、登録していただいた市民の皆さまに除却のご協力をいただいています。

令和3年度は、1名の新規ご登録がありました。現在、194名の市民の方に違反屋外広告物除却協力員としてご協力いただいています。

今後も、違反屋外広告物（はり紙、はり札等）を排除するため、市民の皆さんと行政が連携して除却活動に取り組み、快適な街づくりを目指します。

#### 除却協力員講習会



除却協力員  
として登録

#### 除却活動の様子



#### 令和3年度 除却実績

	除却実績
除却活動実施回数	30回
参加人数(のべ)	81人
除却件数	88件

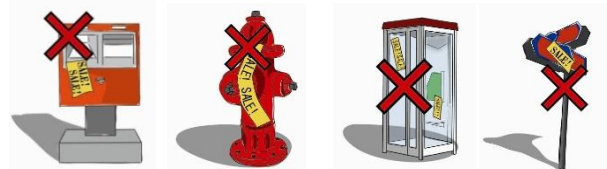
最近では、除却協力員をはじめ、地域の皆さまの地道な活動により、違反屋外広告物の数も少なくなっています！  
今後も活動にご協力をお願いします！



#### コラム③ これも屋外広告物？

屋外広告物とは、屋外広告物法において「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの」と定義されています。したがって、家の表札なども屋外広告物と見なされます。

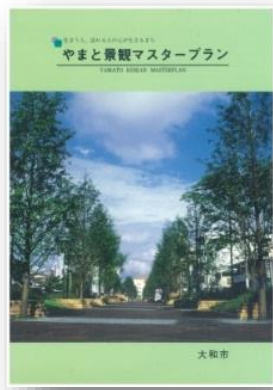
しかし、大和市屋外広告物条例第8条の規定により、一定の要件を満たしている屋外広告物は許可手続き等の適用除外広告物となり、許可の申請は必要ありません。



### 3. 大和市景観計画・景観条例の運用

大和らしい魅力ある景観を創造していくため、平成8年にやまと景観マスタープランを策定し、景観形成施策を進めてきました。そのような中、平成16年に景観法が制定され、自治体の自主的な取り組みであった景観づくりに法的な根拠が整えられました。

そこで、これらの施策をより実効性のあるものとするため、景観法に基づいた大和市景観計画と大和市景観条例を定め、平成20年10月から運用しています。



#### やまと景観マスタープラン

総合計画、都市計画マスタープランを踏まえた景観づくりの総合的な方針



#### 大和市景観計画・景観条例

全市において守るべきルールと望ましい景観の姿を示し、より実効性のある景観づくりを進めるための計画・条例

### 大和市景観計画・景観条例の概要

**目的:** 景観計画及び景観条例に基づいた実効性のある景観誘導への取り組み、良好な景観形成の推進

**区域:** 市内全域

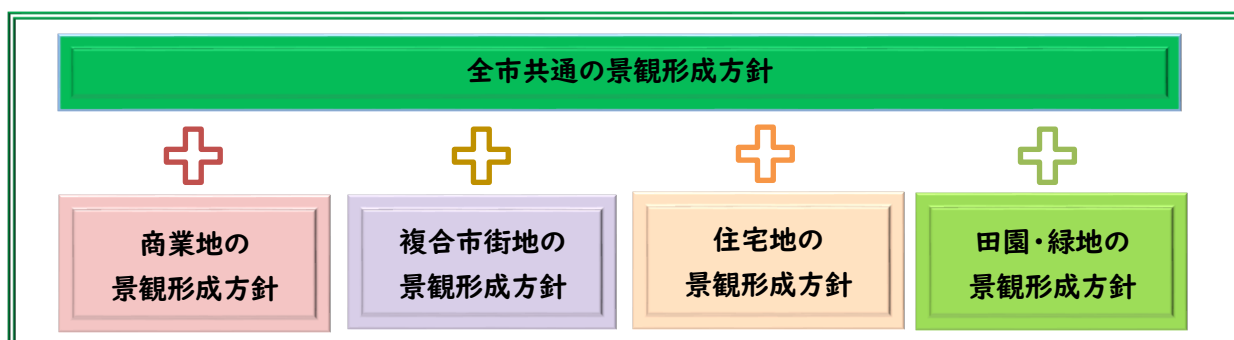
**概要:** ◆一定規模以上の建築行為等について、法、条例に基づいた届出及び事前協議を義務付け、行為に対する制限事項※を設定。

※制限事項は、建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物の外装の色彩、擁壁の形態意匠、木竹の伐採後の対処方法とする。

◆望ましい景観の姿（景観形成方針）を提示。

・市域を土地利用状況等により、4つの区分（商業地、複合市街地、住宅地、田園・緑地）に分類し、それぞれの区分ごとに景観形成方針を設定した。

・景観形成方針は全市共通の方針と、それぞれの区分ごとの方針とで構成する。





### 3. 大和市景観計画・景観条例の運用

◆景観資源の活用

・景観資源となる道路、河川等の公共施設や建造物、樹木を生かした景観づくりを進めていくために、その整備や保全などの基本方針を定めた。

◆その他の景観づくり施策

・地区の景観特性を生かし、魅力を高める景観づくりを進めていくべき地区を「景観づくり促進地区」に位置付け、景観づくりに関する取組みを進める。

#### 景観協議・届出の対象規模と届出件数実績

行為	対象規模	届出件数
建築物の建築等	①高さが10mを超えるもの ②延べ面積が1,000㎡以上のもの	17
工作物の建築等	高さが10mを超えるもの (擁壁は高さが5mを超えるもの)	7
木竹の伐採	伐採する区域の面積が500㎡以上のもの	1
合計		25

#### 景観届出の建築物の種類

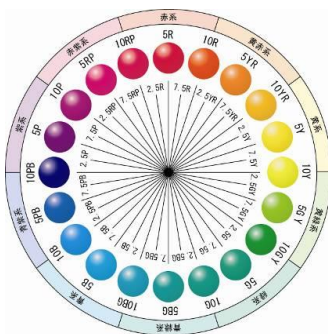
建築物の種類	件数
共同住宅等	13
商業施設	1
福祉施設等	1
工場・倉庫等	1
その他	1

大和市景観計画、景観条例 HP

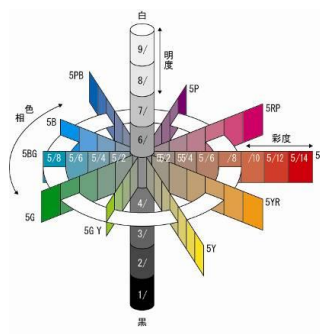


#### コラム④ 色彩を表すマンセル表色系

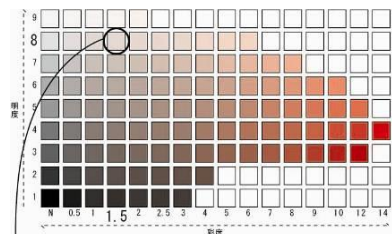
色には様々な呼び名がありますが、景観計画では、色彩を客観的に伝達するため、日本工業規格(JIS)にも採用される「マンセル表色系」を用います。マンセル表色系は、「色相(Hue)」、「明度(Value)」、「彩度(Chroma)」の3つの属性を組み合わせて色彩をあらわします。



■マンセル色相環



■マンセル色立体の構造



■図 等色相面(5R)の明度と彩度

5 R 8.0 / 1.5  
色相=色合い 明度=明るさ の 彩度=鮮やかさ  
5アール 8.0 の 1.5

## 資料Ⅰ 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

## 地区計画

	名称	告示日	背景
1	南林間駅西地区地区計画	H 8. 5. 10	地元発意による商業活性化のため
2	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
3	渋谷北部地区地区計画	H11. 1. 22	〃
4	千本桜地区地区計画	H13. 7. 16	地元発意による住環境保全のため
5	下鶴間高木地区地区計画	H19. 6. 29	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
6	下鶴間山谷北地区地区計画	H23. 3. 1	〃
7	大和駅東側第4地区地区計画	H25. 3. 29	市街地再開発事業に合わせて良好な街並みの形成を図るため
8	つきみ野6丁目地区地区計画	H25. 3. 29	地元発意による住環境保全のため
9	渋谷南部地区地区計画	H25. 12. 2	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
10	下福田地区地区計画	H29. 8. 7	〃
11	下鶴間山谷南地区地区計画	H30. 6. 18	〃

## 建築協定

	名称	公告日(期間)	背景
1	相鉄上和田第3地区建築協定	H31. 2. 25 (10年)	地元発意による住環境保全のため
2	あきしの台分譲地建築協定	H28. 11. 24 (10年)	分譲宅地開発のため
3	つきみ草建築協定	H25. 2. 5 (10年)	地元発意による住環境保全のため
4	つきみ野一丁目第三建築協定	H28. 3. 31 (10年)	〃
5	つきみ野8丁目13番地建築協定	H25. 3. 29 (10年)	〃
6	つきみ野6丁目7番地建築協定	R 3. 10. 19 (5年)	〃
7	つきみ野7丁目第1建築協定	H29. 2. 19 (10年)	〃
8	鶴間台6区建築協定	H14. 7. 22 (永年)	住宅地としての環境の維持増進のため
9	コートアベニューつきみ野建築協定	H25. 3. 29 (10年)	分譲宅地開発のため
10	つきみ野7丁目1区3組建築協定	H31. 3. 8 (5年)	地元発意による住環境保全のため
11	つきみ野7丁目第7組建築協定	H30. 7. 9 (10年)	〃

## 街づくり協定

	名称	認定日	更新日	背景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11. 7. 14	H22. 4. 27	地元発意による商業活性化のため

## 資料3 条例集

## 大和市みんなの街づくり条例（平成24年3月29日公布）

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 地区街づくり準備会（第8条・第9条）
- 第3章 地区街づくり協議会（第10条～第13条）
- 第4章 地区街づくり計画（第14条～第16条）
- 第5章 地区のルールづくり（第17条～第20条）
- 第6章 街づくりへの支援等（第21条～第26条）
- 第7章 雑則（第27条・第28条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき定めた大和市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）の実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 本市内において、身近な生活の場でのつながり又は歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 住民等 地区内に住所を有する者並びに地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

## （基本理念）

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

## （市民の責務等）

第4条 市民は、街づくりに参加する権利と責任を有する。

- 2 市民は、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 市民は、その市民活動を行うに当たっては、自らが策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重するよう努めなければならない。

## （事業者の責務）

第5条 事業者は、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するとともに、住民等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重するよう努めなければならない。

## （市の責務）

第6条 市は、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるとともに、住民等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールに配慮するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

## （地区計画、建築協定等の活用）

第7条 市民、事業者及び市長は、地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画（法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。）、建築協定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。）及び第17条に規定する地区街づくり協定を活用するよう努めなければならない。

## 第2章 地区街づくり準備会

## （地区街づくり準備会の登録）

第8条 市長は、地区の街づくりを推進するため、計画やルールづくりに関する学習及び活動を目的とした住民等の団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地区街づくり準備会（以下「準備会」という。）として登録することができる。

- (1) 活動区域がおおむね適切に設定されていること。
- (2) 住民等の自由な参加が認められていること。
- (3) 原則として3人以上の参加があること。
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、準備会を登録したときは、その旨を公表するとともに、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）に報告しなければならない。（地区街づくり準備会の登録の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による準備会の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 準備会から、やむを得ない理由により登録の取消しの申出があったとき。
- (3) 次条第1項の規定による認定を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による登録の取消しを行う場合においては、前条第3項の規定を準用する。

## 第3章 地区街づくり協議会

## （地区街づくり協議会の認定）

第10条 市長は、地区の街づくりを推進するため、地区の計画的な土地利用等の計画及びルールづくり並びにそれらの維持管理等に関する活動を目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地区街づくり協議会（以下「協議会」という。）として認定することができる。

- (1) 原則として、5,000平方メートル以上の連続した一体の区域を対象としていること。
- (2) 住民等の自由な参加が認められていること。
- (3) 協議会の設立について、住民等、関係商工業団体等への周知活動が十分に行われ、かつ、規則で定める数の住民等の合意を得ていること。
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、協議会の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。（地区街づくり協議会の認定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による協議会の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 協議会から、やむを得ない理由により認定の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による認定の取消しを行う場合においては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

## （地区街づくり活動方針の届出）

第12条 協議会は、第10条第1項の規定による認定を受けたときは、その具体的な活動方針を定めた地区街づくり活動方針（以下「活動方針」という。）を、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、活動方針を受領したときは、その旨を公表するとともに、推進会議に報告しなければならない。

3 市長は、協議会に対し、活動方針の作成に当たって、必要な

## 資料3. 条例集

(活動状況等の報告)

第13条 市長は、推進会議の意見を聴いて、協議会に対し、その活動状況等の報告を求めることができる。

#### 第4章 地区街づくり計画

(地区街づくり計画の認定)

第14条 市長は、協議会が地区の街づくりを推進するために、地区の計画的な土地利用等について定めた計画で、規則で定める要件を満たすものを、地区街づくり計画(以下「街づくり計画」という。)として認定することができる。

- 2 協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 協議会は、街づくり計画の案の作成に当たっては、市長と十分に協議しなければならない。
- 4 市長は、協議会に対し、街づくり計画の案の作成に当たって、必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 市長は、第2項の規定による申請があった場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該街づくり計画の案を、当該公告の日の翌日から起算して2週間、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 前項の規定により公告したときは、市民は、同項の縦覧満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、縦覧に供された街づくり計画の案について、市長に意見書を提出することができる。
- 7 市長は、街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 8 市長は、街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

(地区街づくり計画の変更)

第15条 協議会は、街づくり計画の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更を除くものとする。

- 2 前項の規定による変更を行う場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。

(地区街づくり計画の認定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定による街づくり計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項の規定により協議会の認定が取り消されたとき。
- (2) 協議会から、やむを得ない理由により認定の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による認定の取消しを行う場合においては、第14条第5項から第8項までの規定を準用する。

#### 第5章 地区のルールづくり

(地区街づくり協定の認定)

第17条 市長は、協議会が締結した協定で、規則で定める要件を満たすものを、地区街づくり協定(以下「協定」という。)として認定することができる。

- 2 協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 協議会は、協定の案の作成に当たっては、市長と十分に協議しなければならない。
- 4 市長は、協議会に対し、協定の案の作成に当たって、必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 市長は、第2項の規定による申請があった場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該協定の案を、当該公告の日の翌日から起算して2週間、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 前項の規定により公告したときは、市民は、同項の縦覧満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、縦覧に供された協定の案について、市長に意見書を提出することができる。

7 市長は、協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

8 市長は、協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

9 市長は、協定の管理運営に関し必要な支援を行うことができる。

(地区街づくり協定の変更)

第18条 協議会は、協定の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更を除くものとする。

2 前項の規定による変更を行う場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。

(地区街づくり協定の認定の取消し)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第1項の規定による協定の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項の規定により協議会の認定が取り消されたとき。
- (2) 協議会から、やむを得ない理由により認定の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による認定の取消しを行う場合においては、第17条第5項から第8項までの規定を準用する。

(地区計画等の住民原案の申出)

第20条 協議会は、規則で定めるところにより、地区計画等の住民等による原案(以下「住民原案」という。)を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出について、規則で定める要件を満たすものは、受理しなければならない。
- 3 協議会は、第1項の規定による申出を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出をした協議会から住民原案作成に係る支援の要請があったときは、地区計画等に関する情報の提供その他必要な支援を行うことができる。
- 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした協議会に対し、都市計画マスタープラン及び市の施策に即した内容となるよう、協議を求めることができる。
- 6 市長は、第2項の規定により申出を受理したときは、遅滞なく、当該申出に係る住民原案について、住民等から意見を聴き、当該住民原案の全部又は一部を、地区計画等の案として作成する必要があるかどうか審査しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による審査の結果、当該住民原案の内容の全部又は一部を、地区計画等の案として作成する必要があると認めるときは、大和市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和62年大和市条例第40号)の規定に基づき、地区計画等の原案の作成を行うものとする。

#### 第6章 街づくりへの支援等

(地区街づくり協議会等への助成)

第21条 市長は、準備会及び協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

第22条 市長は、準備会、協議会その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

第23条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、準備会、協議会等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

第24条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

第25条 市長は、地区計画、建築協定及び協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第26条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動、街づくりの事例等を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

## 第7章 雑則

(年次報告)

第27条 市長は、市民の街づくり活動の状況、これに対する支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。)及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成19年条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の大和市みんなの街づくり条例の規定により地域街づくり協議会として認定され、又は地区街づくり推進団体として登録を受けている者で、既に地区街づくり計画等を定め、又はその手続を行っているものは、改正後の大和市みんなの街づくり条例第10条第1項の規定による協議会として認定されているものとみなす。

## 資料3. 条例集

## 大和市景観条例（平成20年3月28日公布）

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 景観計画（第4条・第5条）
- 第3章 事前協議（第6条－第8条）
- 第4章 行為の制限等（第9条－第13条）
- 第5章 景観資源（第14条）
- 第6章 促進地区（第15条－第19条）
- 第7章 支援（第20条）
- 第8章 雑則（第21条－第23条）
- 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市の特性を生かした良好な景観の形成に関する手続その他必要な事項を定めることにより、大和らしい魅力ある景観の創造に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

## （国等に対する協力要請）

第3条 市長は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体及び公共団体に対し、本市の良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

## 第2章 景観計画

## （景観計画の策定手続等）

第4条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

## （景観形成方針への適合）

第5条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合するよう努めなければならない。

## 第3章 事前協議

## （事前協議）

第6条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為（規則で定める行為を除く。）をしようとする者（以下「行為者」という。）は、当該届出をするまでに、市長と協議を行わなければならない。

2 行為者は、前項に規定する協議を行うに際して、市長に対して協議書その他の規則で定める図書を提出しなければならない。

## （助言又は指導）

第7条 市長は、前条第1項に規定する協議に際して、行為者に対し、良好な景観の形成のため必要な助言又は指導をすることができる。

## （事前協議の完了）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する協議が完了したと認めるときには、行為者に対し、当該協議が完了した旨及び良好な景観形成のため行うべき措置を記載した書面を交付するものとする。

## 第4章 行為の制限等

## （行為の届出）

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、同条第1項に規定する事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 景観法施行規則（平成16年国土交通省令100号）第1条第2項に規定する図書

(2) 計画概要書、景観チェックシートその他の規則で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

## （届出が必要な行為）

第10条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、木竹の伐採で、その伐採区域の面積が500平方メートル以上のものとする。

## （届出の適用除外）

第11条 法第16条第7項第11号の景観行政団体の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第3号に規定する行為（前条に規定する行為及び擁壁を建設する行為を除く。）

(2) 次の各号のいずれにも該当しない行為

ア 建築物の新築、増築、改築又は移転で、その高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。イにおいて同じ。）が10メートルを超えるもの又は延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。イにおいて同じ。）が1,000平方メートル以上のもの

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が1,000平方メートル以上のものであって、当該行為に係る部分が当該建築物の見付面積（1つの面における垂直投影面積をいう。以下同じ。）の2分の1以上のもの

ウ 工作物（建築基準法施行令第138条各項に規定する工作物をいう。エにおいて同じ。）の新設、増築、改築又は移転で、その高さが10メートル（擁壁にあっては5メートル）を超えるもの

エ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、その高さが10メートル（擁壁にあっては5メートル）を超えるものであって、当該行為に係る部分が当該工作物の見付面積の2分の1以上のもの

(3) 法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

## （特定届出対象行為）

第12条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為とする。

## （完了届）

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかに、市長に当該行為の完了を届け出なければならない。

## 第5章 景観資源

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

## 第6章 促進地区

## （促進地区の指定）

第15条 市長は、景観計画区域のうち、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進する必要があると認められる一定の地区を景観づくり促進地区（以下「促進地区」という。）として指定することができる。

- 2 一定の地区に住所を有する者並びにその地区内の土地又は建物の所有者及び占有者（以下「住民等」という。）は、地区の景観特性を生かした景観づくりを促進するため、当該地区を促進地区に指定するよう市長に要請することができる。
- 3 市長は、促進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、促進地区を指定したときは、これを公告するものとする。

（促進地区における景観づくり活動団体）

第16条 促進地区内の住民等は、当該促進地区における景観づくりに関する活動を行うことを目的とした団体を設立することができる。

（景観づくりの基本方針の作成）

第17条 市長は、促進地区を指定したときは、促進地区内の住民等の意見を聴き、当該促進地区の景観づくりの基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。

- 2 市長は、基本方針を作成するに当たっては、促進地区において前条に規定する団体が設置されているときは、当該団体と協議しなければならない。

（景観計画への反映）

第18条 市長は、基本方針を作成したときは、これに基づいて促進地区の区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項その他の必要な事項を定めるため、景観計画を変更することができる。

（促進地区の解除）

第19条 市長は、次に掲げる場合には、促進地区の指定を解除することができる。

- (1) 基本方針に基づいて景観計画を変更する等の方法により指定の目的を達成したとき。
  - (2) 基本方針を作成することができなくなった等指定の目的を達成できないことが明らかになったとき。
- 2 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

## 第7章 支援

第20条 市長は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観づくりに関する活動を行う者に対し、技術的支援を行い、又は活動に要する費用の一部を助成することができる。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適正な保全のため必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、技術的支援を行い、又はその保全に要する費用の一部を助成することができる。

## 第8章 雑則

（勧告）

第21条 市長は、第6条第1項に規定する協議を行わない者に対し、当該協議を行うよう勧告することができる。

（公表）

第22条 市長は、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、氏名、当該事実その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、法第16条第3項又は前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

（委任）

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 大和市屋外広告物条例（平成19年12月21日公布）

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限
  - 第1節 許可、禁止地域等（第3条―第12条）
  - 第2節 広告物等の管理（第13条―第16条）
  - 第3節 違反に対する措置（第17条―第25条）
- 第3章 広告景観形成地区（第26条―第28条）
- 第4章 審議機関（第29条）
- 第5章 雑則（第30条―第33条）
- 第6章 罰則（第34条・第35条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号、以下「法」という）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

### 第2章 広告物等の制限

#### 第1節 許可、禁止地域等

##### （許可）

第3条 本市内に屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可の期間（以下「許可期間」という。）は、3年以内とし、別表に定める広告物及び掲出物件の種類のとおりとする。

##### （許可申請手数料）

第4条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請の際に別表に定める広告物及び掲出物件の種類により、手数料を納めなければならない。

##### （禁止地域及び禁止物件）

第5条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する区域
  - (2) 文化財保護法第182条第2項の規定により、神奈川県又は市が条例の定めるところにより指定した地域又は場所並びに条例の定めるところにより指定した建造物の敷地及びその周辺の地域のうち、市長が指定する区域
  - (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林
  - (4) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
  - (5) 古墳、墓地又は火葬場
  - (6) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区域
  - (7) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域
- 2 交差点及び踏切並びにその周辺のうち交通安全を確保するために必要と認める地域として市長が指定する区域においては、規則で定める広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- 3 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋りょう（ガード類を含む。）、高架構造物、トンネル、信

号機、道路の分離帯及び防護さく、道路標識、<sup>こまどめ</sup>駒止、里程標その他これらに類する物件

- (2) 街路樹及び路傍樹
  - (3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
  - (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
  - (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
  - (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
  - (7) 煙突及びガスタンクその他これに類する物件
- (8) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 4 石垣その他これに類する物件には、広告物を直接表示してはならない。
- 5 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。
- 6 道路の路面には、広告物を表示してはならない。  
（禁止広告物）

第6条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの  
（許可の基準）

第7条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の壁面を利用するもの
  - (2) 建築物から突出するもの
  - (3) 広告塔、広告板等
  - (4) 電柱又は街灯柱を利用するもの
  - (5) 電車、自動車等の外面を利用するもの
  - (6) 標識柱を利用するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が第26条の規定により指定した広告景観形成地区にあつては、第27条第2項第2号の規定により定めた基準に適合しなければならない。  
（適用除外）

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
  - (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のため使用するポスター、看板等
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条第1項及び第3項から第6項まで並びに前条の規定は、適用しない。
- (1) 案内図その他公衆の利便に供する広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
  - (2) 祭典用その他慣例上使用される広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
  - (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
  - (4) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
  - (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める要件に適合するもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める基準に適合するもの



3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条の規定は、適用しない。

(1) 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類する広告物で規則で定めるもの

(2) 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの  
(適用除外の特例)

第9条 市長は、広告物及び掲出物件が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第3条、第5条及び第7条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(標識票)

第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の一部に標識票をはり付けなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(変更及び継続)

第11条 第3条第1項の許可を受けた者は、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造若しくは移転しようとするときは、更に許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

2 許可期間の満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の30日前までに市長に許可の申請をしなければならない。

(完了届)

第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の表示、設置、変更、改造又は移転が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

## 第2節 広告物等の管理

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下「設置管理者」という。)は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第14条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に定める工作物であって、高さ4メートルを超える広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。

(除却の義務)

第15条 設置管理者は、許可期間が満了したときは、10日以内にこれらを除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。

2 設置管理者は、その広告物を表示し、又は掲出物件を設置する必要がなくなったときは、これらを速やかに除却しなければならない。

3 設置管理者は、はり紙、ポスター等補修できない広告物がき損し、又は汚損したときは、速やかに除却しなければならない。  
(除却等の届出)

第16条 設置管理者は、許可を受けた広告物又は掲出物件を許可期間の満了前に除却し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

## 第3節 違反に対する措置

(違反に対する措置)

第17条 許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、市長は、その許可を取り消し、又は設置管理者に対して、5日以上を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、設置管理者に対して、5日以

上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第18条 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときには、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第19条 法第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量  
(2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日

(3) その広告物又は掲出物件の保管を開始した日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第20条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物は、2日間)掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第24条第1項において「所有者等」という。)を確認することができないときは、その掲示の要旨を告示すること。

2 市長は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第21条 法第8条第3項の規定により、広告物又は掲出物件の価額を評価するときは、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第22条 法第8条第3項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を売却する場合は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第23条 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(保管した広告物又は掲出物件の返還の手続)

第24条 市長は、所有者等から保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金(次項において「売却した代金」という。)を含む。)の返還を求められたときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、市長は、所有者等にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によって所有者等であることを証明させなければならない。

2 売却した代金の額は、法第8条第5項の規定により売却に要した費用に充てた場合にあつては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。

(報告及び立入検査)

第25条 市長は、法及びこの条例の施行に必要な限度において、設置管理者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

資料3. 条例集

証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第3章 広告景観形成地区**

(広告景観形成地区の指定)

第26条 市長は、良好な景観を形成するため特に必要であると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。

(広告景観形成地区の地区基本計画)

第27条 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本計画(以下「地区基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 地区基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 広告景観形成地区の広告物及び掲出物件に関する基本目標及び方針
  - (2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準
- 3 市長は、地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公示し、その案を当該公示の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公示があったときは、当該広告景観形成地区内の住民及び当該広告景観形成地区内における設置管理者のうち意見を有する者は、縦覧に供された地区基本計画の案について、当該公示の日から起算して30日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。

(広告景観形成地区における指導等)

第28条 市長は、広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、設置管理者に対し、地区基本計画に適合するよう指導及び助言をすることができる。

**第4章 審議機関**

(審議機関)

第29条 市長は次に掲げる場合は、大和市街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かななければならない。

- (1) 第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定を設けようとするとき。
- (2) 第7条及び第8条に規定する基準等を定めようとするとき、又は第9条第1項の規定によりこの条例の適用を除外しようとするとき。
- (3) 第26条の広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするとき。
- (4) 第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするとき。

**第5章 雑則**

(告示)

第30条 市長は、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

- 2 市長は、第26条の広告景観形成地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、その旨を告示しなければならない。

(適用上の注意)

第31条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第32条 設置管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

**第6章 罰則**

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第5条の規定に違反した者
  - (2) 第11条第1項の規定に違反した者
  - (3) 第15条第1項の規定に違反した者
  - (4) 第17条の規定による命令に違反した者
- 2 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 3 第10条の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(禁止地域等の指定等の手続きの特例)

2 第29条の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、推進会議の意見を聴かないで、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定をし、並びに第7条及び第8条に規定する基準等を定めることができる。

(経過措置)

3 施行日前に、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。)の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に県条例の規定に基づき適法に表示されている広告物、又は設置されている掲出物件で、第5条又は第7条に規定する基準に適合しないこととなるものは、施行日から当該広告物又は掲出物件の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数をいう。以下同じ。)の満了の日までの間(施行日における当該広告物又は掲出物件の耐用年数の残存期間が10年未満のものは、10年間)は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る県条例に規定する基準を適用するものとする。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

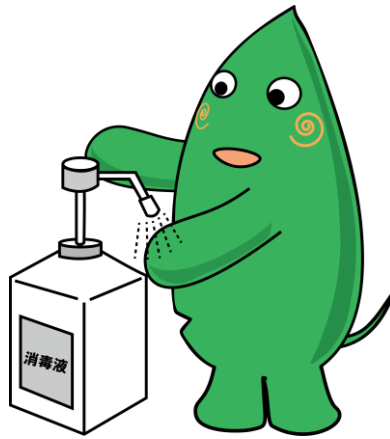
5 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表（第3条関係）

広告物又は 掲出物件の種類		単位	許可期間	手数料
はり紙、ポスター		100枚までごとにつき	1月以内	600円
広告旗		1本	1月以内	350円
広告幕		1張	1月以内	300円
アドバルーン	照明あり	1個	1月以内	1,500円
	照明なし	1個	1月以内	1,000円
立看板（紙張、布張）		1基	1月以内	250円
立看板（木製、金属製）		1基	3月以内	600円
はり札及び電柱、街灯柱又は標識柱を利用するもの		1枚	1年以内	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台	1年以内	750円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、広告幕（懸垂装置のあるもの）又は映画看板	照明あり	1基	3年以内	2,900円 （表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,900円にその超える表示面積5平方メートルまでごとに2,900円を加算した額）
	照明なし	1基	3年以内	1,700円 （表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,700円にその超える表示面積5平方メートルまでごとに1,700円を加算した額）
アーチ	照明あり	1基	3年以内	9,000円
	照明なし	1基	3年以内	6,000円

備考 広告幕（懸垂装置のあるもの）及び映画看板については、その許可期間中（3年以内）は、内容変更の許可手続きを必要としない。



大和市イベントキャラクター ヤマトン

## 令和3年度 大和市街づくり年次報告書

[https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/21/machi\\_sanka/3794.html](https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/21/machi_sanka/3794.html)



年次報告書 HP

---

2022年5月12日 発行

発行 大和市 街づくり施設部 街づくり推進課  
<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/21/index.html>



編集 大和市 街づくり施設部 街づくり推進課 街づくり推進係

〒242-8601

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

電話 046-260-5483

FAX 046-264-6105

E-mail [ma\\_suish@city.yamato.lg.jp](mailto:ma_suish@city.yamato.lg.jp)